## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人茨城大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
  - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
    - ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、国立大学評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績に応じて学長がこれを増額し、若しくは減額できる。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員指定職俸給表に準拠し、基本給月額を7%引き下げた。

12月期の期末特別手当の支給割合を「100分の175」とし、年間支給月数を

国家公務員と同様とした。

理事

国家公務員指定職俸給表に準拠し、基本給月額を7%引き下げた。

12月期の期末特別手当の支給割合を「100分の175」とし、年間支給月数を

国家公務員と同様とした。

理事

国家公務員指定職俸給表に準拠し、日額算出の基礎となる基本給月額を

(非常勤) 7%引き下げた。

監事

国家公務員指定職俸給表に準拠し、基本給月額を7%引き下げた。

12月期の期末特別手当の支給割合を「100分の175」とし、年間支給月数を

国家公務員と同様とした。

監事

国家公務員指定職俸給表に準拠し、日額算出の基礎となる基本給月額を

(非常勤) 7%引き下げた。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間	報酬等の総	額		就任•退	任の状況
仅泊		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
	千円	千円	千円	千円		
法人の長	16,756	11,928	4,828	( )		
理事	千円	千円	千円	千円		
(3人)	39,668	28,080	11,367	222 (通勤手当)		
理事	千円	千円	千円	千円		
(非常勤) ( 1 人)	5,445	5,445	0	0 ( )		
監事	千円	千円	千円	千円		
(1人)	11,102	7,848	3,176	78 (通勤手当)		
監事	千円	千円	千円	千円		
(非常勤) ( 1 人)	930	930	0	0 ( )		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期	間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事A	千円	年	月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事A	千円	年	月			該当者なし	
監事A (非常勤)	十円	牛	月			該当者なし	

### Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
  - ① 人件費管理の基本方針

(中期計画で定めた人件費の範囲内で、業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとどもに、継続的に組織のあり方の見直しを進めることにより人件費の削減に努める。また、効率的な業務運営を基本として、適正な人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方 給与水準の決定に当たっては、国家公務員及び他の国立大学法人等の給与水準を考慮し、 決定する。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 本学の勤務評価規定に基づく勤務評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤 勉手当の成績率を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額(昇給)	従来の特別昇給と普通昇給を統合し、昇給区分を5段階(A段階~E段階、昇給幅0号給~8号給以上)設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。ただし、平成18年度については管理職員にのみ実施し、一般職員については平成19年度から実施する。
基本給月額(昇格)	従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6ヵ月以内の期間における勤務評価の結果を踏まえた勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定し、支給する。

- ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点
- ①平成17年度人事院勧告に準拠し、給与水準を全体で4.8%程度引き下げた。
- ②基本給表の改定
  - ・一般職(一):1級・2級及び4級・5級の統合。新たに10級を創設し、従来の11級構成から 10級構成に改定
  - ・一般職(二):3級・4級を統合し、6級制から5級制へ改定
  - ・教育職(一):6級を新設し、5級制から6級制へ改定
- ③昇給制度の変更
  - ・従来の1号給を4分割し、勤務成績が昇給により適切に反映できる制度とした。
  - ・昇給制度の一本化(従来の普通昇給と特別昇給を統合)
  - ・昇給時期を年1回、毎年1月1日に変更
  - ・昇給日前1年間における勤務成績に応じ、昇給区分を5段階(A~E)に設定
  - ・昇給幅を昇給区分に応じて、0号給~8号給以上に設定
- ④地域手当を創設し、平成18年度は全学一律で支給率を1%とした。

# 2 職員給与の支給状況

# ① 職種別支給状況

				平成	18年度の年	間給与額(	平均)
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
			15	千円	千円	うち通勤手当 千円	<b>₹</b> m
	常勤職員	人	歳 47.0				千円
١.	114 204 1000	807	47.8 歳	8,016	5,757 千円	121	2,259 壬円
	事務•技術	人					, , ,
		224	44.9	5,885	4,291	145	1,594
	教育職種		歳	千円	千円	千円	千円
	(大学教員)	494	50.1	9,176	6,532	117	2,644
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院医師)	該当者なし					
	医療職種	人 	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院看護師)	該当者なし					
	技能•労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	汉祀 万扬帆里	9	52.8	,	3,978	112	1,484
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(附属高校教員)	22	39.6	7,048	5,194	82	1,854
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(附属義務教育学校教 員)	50	40.9	6,920	5,104	78	1,816
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(外国人教師等)	3	51.5	9,793	6,946	223	2,847
	その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(医療技術職員)	2					
	その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(看護師)	2					
	ile of mile of	人	歳	千円	千円	千円	千円
	指定職種	1					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	,	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	,	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	,	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	\( \)	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	\(\lambda\)	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	\( \)	歳	千円	千円	千円	千円

0 M 10 -0 -0	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	30	54.5	3,916	2,854	105	1,062
<b>**</b> ***	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	29	54.4	3,938	2,871	109	1,067
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	該当者なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	該当者なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	該当者なし					
++ 4k	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能•労務職種	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」の職員は、自動車運転手、営繕手、教務助手及び実験助手である。

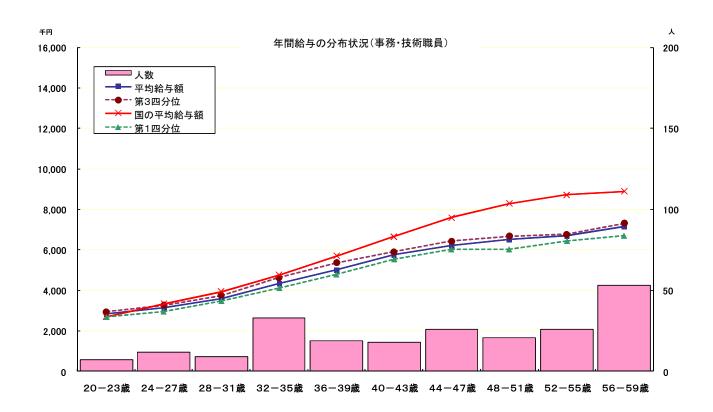
注3:「教育職種(附属高校教員等)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」とは、栄養士である。

注6:「指定職」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注7: 常勤職員のその他医療職種「医療技術職員」、その他医療職種「看護師」、「指定職種」及び非常 勤職員の「技能・労務職種」については、該当者が1人又は2人のため、当該個人に関する情報が 特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。 ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
力和れ他でかりプループ	八貝	十均十四	第1分位	十均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	59.5	_		_
課長	11	56.0	7,804	8,641	9,234
課長補佐	36	57.1	6,770	6,948	7,235
係 長	87	49.1	6,042	6,274	6,597
主 任	44	39.0	4,446	5,003	5,575
係 員	45	29.8	2,970	3,647	4,157

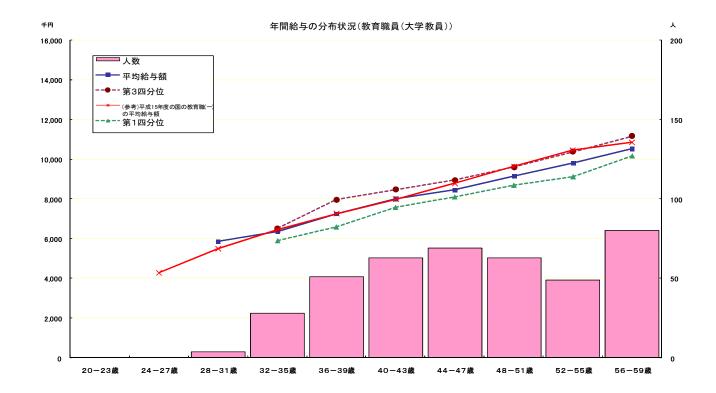
注1:「部長」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、四分位(第1・第3分位)及び年間給与額の平均額については記載していない。

注2:「課長」には、課長相当職である「主幹」及び「事務長」を含む。

注3:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

注5:「係員」には、係員相当職である「技術職員」を含む。



## (教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
力和れんとなりラブレーフ	八只	十岁十四	第1分位	十均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教 授	241	56.1	9,732	10,376	11,068
准教授	174	45.8	7,786	8,256	8,794
講師	60	41.5	6,350	7,007	7,746
助教	13	38.7	5,789	6,186	6,494
助 手	5	45.9	6,178	6,379	6,508
教務職員	1	39.5	_		_

注:「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、四分位(第1・第3分位)及び年間給与額の平均額については記載していない。

# ③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務·技術職員/教育職員(大学教員))

事務•技術職員

事務・技	術職員					
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		係員	係員 主任	主任 係長	係長	課長 課長補佐
人員	$\overset{\wedge}{224}$	人 24	人 33	人 107	人 38	人 15
(割合)		(10.7%)	(14.7%)	(47.8%)	(17.0%)	(6.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳 28~22	歳 44~28	歳 59~34	歳 59~51	歳 59~57
所定内給		千円	千円	千円	千円	千円
与年額(最 高~最低)		2,667~ 1,873	3,594~ 2,392	$5,002 \sim$ 3,175	$5,267 \sim 4,305$	6,106~ 5,027
年間給与 額(最高~ 最低)		<sub>千円</sub> 3,525~ 2,582	千円 4,918∼ 3,298	千円 6,915~ 4,407	千円 7,443~ 6,102	<sup>千円</sup> 8,316~ 7,040
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的 な職位		課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員	,	人 6	人 1	人 0	人 0	人 0
(割合)		(2.7%)	(0.4%)	(0%)	(0%)	(0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 59~46	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		<sup>千円</sup> 7,290~ 6,379	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~		<sup>千円</sup> 9,894~	千円	千円	千円	千円

注:7級における該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

8,650

## 教育職員(大学教員)

最低)

<u> </u>	1(人子教貝)						
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員	494	人 1	人 19	人 59	人 174	241	人 0 (0%)
年齢(最高		(0.2% <u>)</u> 歳	(3.8%) 歳	(11.9%) 歳	(35.2%) 歳	(48.8%) 歳	(0%)
~最低)			61~31	62~30	64~31	64~42	
所定内給 与年額(最		千円	<sup>千円</sup> 5,419~	千円 6,244~	<sup>千円</sup> 6,795~	<sup>千円</sup> 9,613~	千円
高~最低)			3,684	3,916	3,949	5,659	
年間給与		千円	千円	千円	千円	千円	千円
額(最高~ 最低)			7,547~ 5,061	$8,607 \sim 5,496$	9,539~ 5,548	13,680~ 8,056	

注:1級における該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

事務•技術職員

1 27 27								
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計				
	⟨±, ±, ⟨∧ ⟨⟩ ⟨±, ±, ±, 1⟨⟩	%	%	%				
	一律支給分(期末相当)	64.7	67.5	66.2				
管理		%	%	%				
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.3	32.5	33.8				
		%	%	%				
	最高~最低	42.7~32.6	42.4~29.0	42.5~31.6				
	Δ±+νΛ /\ /+π ++π \//\	%	%	%				
	一律支給分(期末相当)	65.3	68.5	67.0				
一般		%	%	%				
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.7	31.5	33.0				
		%	%	%				
	最高~最低	41.3~29.8	38.1~27.2	38.0~28.4				

### 教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月) 冬季(12月		計	
管理職員	⟨±±-⟨∧ /\ (#□±-±□\/\)	%	%	%	
	一律支給分(期末相当)	65.0	67.8	66.5	
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%	
		35.0	32.2	33.5	
		%	%	%	
	最高~最低	42.8~32.3	42.3~29.4	42.4~30.8	
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%	
		65.4	68.6	67.1	
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%	
		34.6	31.4	32.9	
		%	%	%	
	最高~最低	41.3~31.2	38.1~28.4	38.0~29.7	

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

### (事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

82.8

95.7

#### (教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

97.0

### Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	7,449,139	7,670,410	-221,271	-2.9%	-204,608	-2.7%
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	1,167,679	1,197,561	-29,882	-2.5%	637,520	54.6%
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	737,708	638,697	99,011	15.5%	115,428	15.6%
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	986,105	959,520	26,585	2.8%	41,354	4.2%
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+I	10,340,631	10,466,188	-125,557	-1.2%	589,694	5.7%

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に 係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員 の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因
- ・給与、報酬等支給総額については前年度比2.9%の減となっているが、これは定年退職者の不補 充及び教員の採用時期の延期並びに基本給表の改定(平均4.8%の切り下げ)によるものである。
- ・退職手当支給額については前年度比2.5%の減となっているが、これは定年退職予定教員の役員 就任等に伴うものである。
- ・非常勤役職員等給与については前年度比15.5%の増となっているが、定年退職教職員の不補充 及び就職指導の強化並びに学生相談業務充実等に伴う非常勤講師時間数の増加、さらには、賃金 アルバイトの増加によるものである。
- ・最広義人件費については前年度比1.2%の減となっているが、これは定年退職者の不補充が主な 要因である。
- ②人件費削減の取組の状況
  - i)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行 計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - ii)総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図ることとして いるが、平成18年度においては基準年度(平成17年度)比2.9%の削減を果たした。
  - iii) 人件費削減の取組の進捗状況

・基準年度(平成17年度)の「給与、俸給等支給総額」

7,670,410円

・当年度の「給与、報酬等支給総額」

7,449,139円

・当年度までの人件費削減率(対給与、報酬等支給総額)

 $(7,449,139-7,670,410) \div 7,670,410 \times 100 = -2.9\%$ 

③平成18年度の「給与、報酬等支給総額」及び基準年度(平成17年度)の人件費予算相当額

・当年度の「給与、報酬等支給総額」

7,449,139円

・平成17年度の「人件費予算相当額」

7,807,798円

・人件費の削減率(対人件費予算相当額)  $(7,449,139-7,807,798) \div 7,807,798 \times 100 = -4.6\%$ 

IV 法人が必要と認める事項 特になし